

P T A 等共済だより

2013年第6号
2013/7/31発行
(不定期発行)

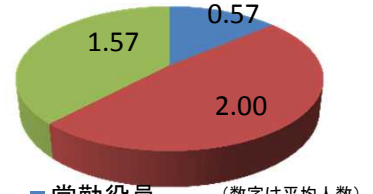
文部科学省生涯学習政策局
社会教育課 P T A 等共済室
直通電話： 03-6734-2971
メール： pykyosai@mext.go.jp

■ 共済団体21団体の事務局調査の結果について

ご協力ありがとうございました。主な調査結果は次のとおりです。
共済団体の事務局の役職員等の平均人数は、4.14名（最少2名、最大12名）、そのうち共済事業に携わる方の平均人数は、2.63名（最少1名、最大6名）でした。また、P T A から独立した組織（特定関係団体）の方が全体として0.6名多い（共済事業のみで0.1名多い）ことがわかりました。また、平均勤続年数は、役員では平均1.6年（最短1年未満、最長6年）、職員では平均10.6年（最短1年、最長34年）でした。

各共済団体によって共済事業の制度やその他の事業内容が異なるため、一概に比較できるものではありませんが、適正な事務体制を確保し、業務の適正化及び財務健全化に努めていただく必要があります。「共済事業の継続」という観点からも事務体制は重要です。知識及び経験を有する使用人の確保は、認可後も業務報告書や立入検査等を通じて継続して確認することになります。

共済団体の事務局は・・・
平均4.14人で支えられています。



■ 常勤役員 (数字は平均人数)
■ 常勤正職員
■ 非常勤職員(パート・派遣等)



■ 異常危険準備金の取り崩し等

異常危険準備金については、毎年度末に所定の方法に従い算出し、その算定額に見合った資産を確保する必要があります。P T A 等共済法等の規定について、再度見直してみましょう。

◆規則第25条の規定

積立て…共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額
取崩し…文部科学大臣が定める積立て及び取崩しの基準による。ただし、やむを得ない事情がある場合は、当該基準によらないで積立て又は取崩しを行うことができる。

◆文部科学省告示第175号の規定

積立て…当該事業年度における収入危険共済掛金（収入共済掛金のうち危険掛金部分に相当する金額＝純掛金×加入者数）に千分の五十を乗じて得た額以上を積立てる。当該事業年度における収入危険共済掛金の額の2倍に達するまでは、毎年度積み立てなければならない。

取崩し…危険差損がある場合において当該危険差損のてん補に充てるときを除き、取り崩してはならない。

(注) 危険差損…実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生ずる損失のこと。

■ FAQ Q1：保険業では健全性を示す指標がありますがP T A 等共済はありますか。

A1：保険会社の健全性を示す指標としてソルベンシー・マージン比率(Solvency Margin Ratio)があります。これは、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力を示す保険業法で定められた指標です。この数値が200%を下回った場合、原則として金融庁から何らかの監督上の措置(早期是正措置)がとられることとなっています。

P T A 等共済法にはこのような指標はありませんが、収支相等の考え方の下、様々なリスクに対応しつつ、収支バランスを確保した運営が求められます。監督業務において、財政上危惧されるような事態が生じた場合は、法第19条に基づき、業務の健全性を確保するための改善計画の提出を求めるなどの措置をとる場合は想定されます。

Q2：1990年代、多くの中小生命保険会社が破たんしました。P T A 等共済の破たんは？

A1：生命保険会社が破綻した場合、「生命保険契約者保護機構」が資金援助等を行うことにより、保険契約者の保護を図っています。この組織は、保険業法に基づいて平成10年(1998年)12月1日に設立・事業開始した法人であり、国内で事業を行う全ての生命保険会社が会員として加入しています。通常、破綻時点の補償対象契約の責任準備金等の90%まで補償されます。当時は、長期にわたる金利の低下から逆ザヤ(運用収益が保証利回りを下回った)が発生し、それが主な原因で経営を圧迫し、複数の生命保険会社が破たんに追い込まれました。P T A 等共済法では、このような契約者等保護の仕組みはありません。常に収支バランスを考え、法律に定められた責任準備金や準備金等の積立てを行うなど財務の健全性を確保する必要があります。

■ お知らせ

・上記の事務局調査にご協力いただいた21団体の皆さまには、調査結果の詳細を記載した報告書をお送りいたしました。お忙しいなか、ご協力いただきありがとうございました。
・共済事業認可について検討中の団体の皆さま、社員総会や評議員会などで、共済事業認可を申請する方向が決まりましたら、早めに県教育委員会の担当とご相談ください。また、P T A 等共済室にもご一報ください。
・理事会、団体内研修・勉強会への講師派遣も行っております。内容についてもオーダーメイドで参加される方に合わせても対応しております。認可済の団体だけではなく、これから検討する団体からの対応も行っております。特にこれからご検討の場合は、P T A 等共済法のしくみを理解し、しっかりと制度設計を行っていくことが必要です。予定がある場合は、お早めにご相談ください。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にP T A 等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介 ★ 平成24年4月1日から事業を開始した先輩団体から

一般財団法人静岡県高等学校安全振興会（共済事業の認可日：平成24年1月6日）

当会は、昭和55年任意団体「静岡県高等学校PTA安全互助会」として発足しました。平成元年11月27日に「財団法人静岡県高等学校安全振興会」として法人化され、平成24年1月6日に共済事業の認可を受けて、平成24年4月1日から共済事業を開始しました。また、平成25年3月19日に一般財団法人として認可され、4月1日に移行登記が完了しました。

ここまで、文部科学省PTA等共済室の皆さんや県教育委員会を始め、多くの方々にご指導をいただきました。心からお礼申し上げます。

当会が法人化された平成元年から24年度途中までの総給付件数は、延べ1万件を超え、約8億7千万円を給付してきました。給付件数、金額ともに年々増加傾向にあることは少し気になります。

さて、当会の最大の課題は、いつ発生しても不思議ではないと言われ続けている東海地震が、もし平日の昼に発生したときにどのように対応したらいいかという点です。県内の最大震度は7、最大30mを超える津波が想定されている地域もあります。共済規程には、特別な災害時の給付額減額条項は

ありますが、減額幅や減額方法などをどのように設定しどう学校や保護者の理解を得るか、喫緊の課題ではあるのですが…。

今、静岡県は、長年の夢だった富士山の世界遺産登録が実現してお祭りムードです。観光客が増えるのはうれしいのですが、課題も山積しています。（事務局次長：鎌田）

★ 平成25年4月1日からスタートした仲間から

一般財団法人 岩手県学校安全互助会（共済事業の認可日：平成24年10月17日）

当会は、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校の児童生徒等が、学校管理下の事故で傷害を被った際に見舞金を支給する団体として、昭和52年に「財団法人岩手県学校安全互助会」として設立されました。本年4月1日より「一般財団法人」に移行しました。また、従前の見舞金支給事業は、PTA等共済法による共済事業として新たなスタートをいたしました。

昨年度は、新法人への移行申請と共済規程の申請を行うため多忙な一年でしたが、お陰様でそれぞれ認可を得て、本年4月1日施行となりました。両申請ともご指導いただいた県教育委員会担当部署の方々には深く感謝しております。

共済規程の策定に当たり留意したことは、モデル共済規程に沿いながらも、長期にわたる見舞金支給事業の実績を踏まえ、また、少額の掛金で、保育所から高等学校まで対応するという、全国的にも例が少ない当会の特色が保たれるよう配慮したことです。

共済事業がスタートし4か月を迎えますが、特に課題もなく順調に業務を取り進めております。本年2月に県内11会場で各学校の養護教諭等、担当者を対象に共済事業の説明会を開催し周知を図ったことが、理解を早めたものと考えております。共済金支払のほか、安全普及啓発事業として、学校安全優良校の表彰や保護者への会報を発行しております。

今後は、一般財団法人として適切な運営に努めて参りたいと考えています。今後ともよろしくお願ひいたします。（事務局長：佐藤）



岩手県学校安全互助会事務局の皆さん

■ 監督指針・検査マニュアル～ポイント解説 ～今回のテーマは、「財務の健全性」～（監督指針P6～9）

◆責任準備金等の積立ての適切性…共済契約上の責務を確実に履行し、財務の健全性を確保するためには、責任準備金等の積立てが適切に行われることが重要です。準備金は、より共済事業の健全かつ適切な運営が確保される金額となっていることが望ましいと言えます。また、異常危険準備金の積立て又は取崩しは、合理的かつ妥当な基準によるものとなっていることが重要です。

◆収支バランスの確保…共済事業の運営の健全性の維持及び一層の向上を図るためには、継続的に収支バランスが確保されることが重要です。収支バランスを管理し、その分析・評価に基づき業務改善の取組を行う等が必要です。

◆資産運用リスク管理…共済会計における財務の健全性を確保する観点から、安全な資産運用が求められるため、共済会計における資産について、法第12条及び規則第23条において、預貯金や特定の有価証券の取得等に限定して資産の運用を行うこととなっています。資産の運用に当たっては、有価証券等の価格変動等により、保有する資産の価格が変動し、損失を被る可能性があることから、適切にリスクを管理していくことが重要です。資産運用に関する責任体制を明確にし、特定の役職員に過度の権限の集中又は広範な裁量権の付与がなされていないか注意しましょう。

◆資金繰りリスク…日頃から加入動向や資産の保有状況等を注視し、常に必要な資金が確保されるよう、適切に資金繰りを管理していくことが重要です。加入者数や資産保有状況等の変動が共済事業の運営に与える影響を把握し適切な対応策が講じましょう。

◆共済引受リスク…共済契約締結にあたり引受に関する基準を策定している団体はないようです。災害の発生率は、予測に反して変動することはあるものです。現状の収支状況の把握・分析及び将来の収支予測などの方法により、定期的なリスクを把握する等が必要です。将来の収支予測には、少子化等の社会情勢の変化等も考慮する必要があります。

◆再保険（再共済）に関するリスク…保有・出再方針を策定するとともに、出再先の健全性を的確に把握することが必要です。

■ 「公益法人の自己規律」等

内閣府「公益information」において、内閣府が公益財団法人全日本柔道連盟に対して、公益認定法第29条第1項の規定により行った勧告の内容及びすべての公益法人に呼びかける声明として「公益法人の自己規律について」との文書を公開しています。勧告では、公益認定を受けた法人として事業を適正に実施する体制の再構築を求めています。また、一般法人法に定められた理事や監事等の職務上の役割についても触れています。

内閣府では、公益・非営利セクターの活動の活性化・国際化、公益法人のガバナンスの確立を大きなテーマとして、公益法人の自律と活性化に向けたヒアリングを実施しています。一般法人にも参考になる部分があるものと思いますので、是非確認をしていただければと思います。（内閣府公益information：<https://www.koeki-info.go.jp/>）



■ 編集後記 夏の甲子園、地元青森県にある母校が決勝に進んだ。私立高校が優勝し甲子園に行くことが多く、母校はいつも1～2回戦敗退でしたが、今年は創立130周年の節目の年で後輩たちが頑張ったようです。結果は4対3で負けました。久しぶりに母校を想い、当時通った教室、同級生の顔、楽しかった文化祭等、次々と思い出すことができました。校歌も、もう30年近く歌っていないのですが、自然と思いだし歌えたことに、さらに感動しました。普段はあまり、母校に対する思いを感じる事が無いのですが、久しぶりに繋がった同窓生との絆に感動するとともに、今回このようなワクワクする機会を与えてくれた後輩達に感謝しています。思えば、高校生活の一つひとつが多くの人に支えられていたことを改めて感じました。頑張れ高校生！（PTA等共済室 吉谷）